

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の頭書事件について、調査命令の申立てがあったので、当裁判所は、申立てを理由あるものと認め、会社更生法39条、125条2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

- 1 開始前会社につき、次に掲げる各事項を対象とする調査委員による調査を命ずる。
 - (1) 更生手続開始の原因となる事実
 - (2) 開始前会社の会社更生法41条1項2号から4号までに掲げる事由の有無
 - (3) 開始前会社の業務及び財産の状況
 - (4) 更生手続開始の申立てについての判断をするのに必要な事項
 - (5) 更生手続を開始することの当否
 - (6) 会社更生法39条の2若しくは40条の規定による保全処分を必要とする事情の有無及びその処分又は命令の要否
 - (7) 会社更生法100条1項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその決定の要否
 - (8) その他裁判所が調査報告又は意見の陳述を求める事項
- 2 次に掲げる者を調査委員に選任する。

東京都千代田区麴町三丁目3番地KDX麴町ビル4階

東京富士法律事務所

弁護士 須藤英章

3 調査委員は、調査の結果及び意見を平成22年10月28日までに書面で提出
しなければならない。

平成22年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

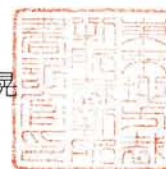
裁判官 福 井 章 代

裁判官 有 田 浩 規

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 石 井 晃



別 紙

当 事 者 目 録

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

申立人（開始前会社）	株 式 会 社	武 富 士
代表者代表取締役	吉 田	純 一
申立人代理人弁護士	小 畑	英 一
同	植 村	京 子
同	本 山	正 人
同	柴 田	祐 之
同	島 田	敏 雄
同	倉 橋	博 文
同	本 多	一 成
同	上 野	尚 文
同	服 部	明 人
同	内 田	昌 彦
同	渡 邊	賢 作
同	高 田	千 早
同	森	拓 也
同	山 本	幸 治
同	高 野	大 滋 郎

以 上